

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		③変更金額	①議決工期	
119	R2. 10. 2 令和2年 第3回足立区 議会定例会で 承認119号	上沼田第六公園改修工事  [株式会社竹内工務店]	① 187, 000, 000			①		
	(処分日) R3. 12. 21 (契約変更日) R3. 12. 21		② 186, 445, 600  ③ △ 554, 400		-0. 30%	②		(1) カラー舗装は、東京女子医科大学附属足立医療センター周辺との統一性を図るため、転回場の歩道のみとし、公園の園路は、維持管理費を考慮しアスファルト舗装のみとする。 (2) 樹木移植工について、根の状況を確認した結果、安全に樹木を安定させるため、地下支柱の仕様を堅強なものへ変更する。 (3) 転回場整備地の地中より、昔水路として使用されていたコンクリート壁の一部が確認され、施設整備に支障となるため、撤去する。 (4) バスの試験走行を行ったところ、一部転回場の植栽が運行の支障となるため、移植する。 (5) 現場精査の結果、コンクリートやタイル等の発生材処分量及び施工面積等を変更する。